

答申第322号

平成18年 5月24日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年11月10日付けで諮問された特定交番の引継簿一部非公開の件（諮問第368号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定交番において作成された引継簿を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定交番において作成された引継簿（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成17年8月31日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 車両登録番号は、運輸支局又は自動車検査登録事務所に登録された車両の番号を示すもので、自動車検査登録事務所に照会すれば車両登録番号から車両の所有者を特定することは可能だが、警察等の捜査機関でもない限り、自動車検査登録事務所が照会に応じることはないため、車両の所有者又は運転者の個人情報に識別されることはなく、また識別され得るものではない。

イ 登録番号を示す番号標（ナンバープレート）は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則において周囲から見やすい位置に取り付けることを所有者に義務付けているのであるから、車両登録番号に関する個人情報は、保護に値するだけの内容を持つものではない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定交番の警察官が、勤務交替に当たって当直中の事件事故や要望・苦情等の取扱事項を簡単に記載する引継簿で、特定の個人の氏名（以下「本件氏名」という。）及び特定の車両登録番号（以下

「本件番号」という。)が記載されている。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 本件氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 自動車検査証の内容は、道路運送車両法第22条第1項の規定に基づき、何人も登録事項等証明書の交付を請求することができることから、本件番号は個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件氏名が、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 車両登録番号は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則により周囲から見やすい位置に取り付けることを車両の所有者に義務付けているが、本件番号は、一般に公にされておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないので、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 本件番号は、法令又は条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務遂行に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定交番の警察官が、勤務交替に当たって当直中の事件事故や要望・苦情等の取扱事項を簡単に記載する引継簿で、本件氏名及び本件番号が記載されている。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護

という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)アで述べているように、車両登録番号について、警察等の捜査機関でもない限り、自動車検査登録事務所が照会に応じることはないため、車両の所有者又は運転者の個人情報識別されることはなく、また識別され得るものではない旨主張しているが、車両登録番号が分かれば、道路運送車両法第22条第1項の規定に基づき、何人も登録事項等証明書の交付を請求することができ、特定の個人を識別することができる。

(ウ) したがって、本件行政文書のうち、本件氏名及び本件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 本件氏名

本件氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件番号

(a) 不服申立人は、前記2(2)イで述べているように、登録番

号を示す番号標（ナンバープレート）は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則において周囲から見やすい位置に取り付けることを所有者に義務付けているのであるから、車両登録番号に関する個人情報、保護に値するだけの内容を持つものではない旨主張している。

（b）しかし、登録番号を示す番号標が、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則において周囲から見やすい位置に取り付けることが義務付けられているからといって、本件番号が、直ちに、一般に公にされているとまでは認められない。

したがって、本件番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

（ウ）条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエ該当性について

本件氏名及び本件番号は、法令又は条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17年 11月 10日	諮問
11月 14日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12月 12日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 18年 3月 20日 (第51回部会)	審議
4月 27日 (第52回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年5月24日現在）（五十音順）